

静岡県告示第185号

介護支援専門員資格について、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的取扱いについて」（令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）に基づき、次のとおり資格喪失しない取扱いとすることを告示する。

令和3年3月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

対象者及び資格喪失しない期間

- (1) 静岡県登録の介護支援専門員証の有効期間満了日が、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの者については、令和4年11月30日まで資格喪失しない。
- (2) 静岡県登録の主任介護支援専門員（更新）研修修了書の有効期間満了日が、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの者については、主任介護支援専門員資格及び介護支援専門員資格について、令和5年11月30日まで資格喪失しない。